

第5回埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会 議事概要

◆日 時

令和6年1月19日（金） 開会 午前10時00分～午後0時45分

◆出席者

（委員）5名

（事務局）公益財団法人埼玉県公園緑地協会 8名

1 開会

2 挨拶

3 議事

提言骨子（素案）の検討

【事務局からの説明】

第4回で、禁止項目（水着、ポーズ）の在り方やモデル・撮影者の年齢制限の在り方、遵守状況の確認方法（費用負担を含む）、許可条件違反時等の対応、そのほか遮蔽対策・肖像権など、自由な意見交換をいただき、様々な建設的なご意見をいただきました。それを踏まえ、提言素案を作成した。

まず1として背景と経緯について、これまでの事実を記載し、2に現状及び検討課題をまとめている。

県民からの意見については、水着撮影会の開催を許可することに肯定的な意見が約9割だったと記載している。ただ、一方で望ましくないとの意見もあり、バランスが難しく、地方自治法や都市公園法の趣旨に照らすと、正当な理由がない限りは開催を拒むことができないこと、さらに不当な差別扱いも禁止されているので、申請があった場合に拒否することは難しいということで、暫定条件を基にして条件設定を行う方向で検討を進めたと記載した。そのうえで、検討会で上がった論点5つを明示した。

3の提言部分については、最初に賛成、反対両方の立場から多くの意見が寄せられて注目を浴びてきたということ、夏にはレジャープールとして家族連れを含めて大勢の利用客がにぎわう光景がある中で、多くの県民に大筋での理解を得られるバランスが取れた許可条件とするよう、検討会設置要綱第2条に沿った5つの許可条件の骨子を示す内容となっている。

【意見交換】

○「1 背景と経緯」について

(委員)

内容を「背景」、「経緯」の2つの小見出しに分けて整理してまとめるとよいのではないか。この後、県民の意見募集があることも踏まえて、こうした文書を読み慣れていない人にも分かりやすいように整理していきたい。

(委員)

県民の意見募集の際には、この検討会の設置の前提となる設置要綱は参考資料として出すのか。一般的に、この検討会が何を検討するのか、提言素案のみでは検討の対象が読み手にとって必ずしも十分に明確ではないところもあると考えている。

(委員)

検討会で検討することは、設置要綱 第2条にある5つの項目であり、そもそも開催の可否については、賛否意見があることは踏まえるが、検討するものではないと考える。このことへの理解を促すため、設置要綱は添付してほしい。

○「2 現状及び検討課題」について

(委員)

暫定条件下で実施した記述部分で、「暫定条件に対する事業者の受け止めも概ね好意的なものであった」と書かれているが、検討会は協会から報告を受けたものであるから、そのように表現を訂正すべきである。

また、「開催すべきではないとの意見が存在している事実も重く受け止める必要がある」という表現も、前提として開催する方向で検討会が設置されているため、表現が強すぎないか。

(委員)

児童ポルノ禁止法では、18歳未満を児童と記載しているが、埼玉県青少年健全育成条例では青少年と記載している。条例に関連する記述が後にも出てくるため、青少年で統一すべきではないか。

(委員)

専門家ヒアリングについては、別途、7事業者から書面で回答をいただいております、これらも踏まえて、検討会で議論しているため、そのことを明記する必要があります。

(委員)

実際に行われた水着撮影会について、委員が個別ではあるが、現地で開催状況を確認していることを明記すべき。

○「3 提言」について

「前文」の記載内容について

(委員)

「多くの県民に大筋での理解が得られることを意識して」という表現はいかがか。

(委員)

以前の検討会でも発言したが、法律の運用や法に従って運用される許可条件は、県民の理解が得られるかどうかで変わるものではないと考える。

(委員)

法的な見解ではそのとおりと思うが、やはり県営プールで撮影会が開催されることについて思うところがある県民の方もいらっしゃることに何らかの配慮があってもよい。

(委員)

「総合的に勘案して、バランスの取れた許可条件」という表現で今の意見を集約できるのではないか。

「(1) 禁止項目(水着、ポーズ)の在り方について」の記載内容について

(委員)

「県民の税金で運営されている県営公園」という表現はいかがか。

県民が税金を出しているから、撮影会を制約するということは論理として成り立たないのではないか。多くの県民が疑念を抱くからといって、表現の自由を制約してもいいというわけではない。

(委員)

「表現の自由が尊重されなければならないが、その一方で、公序良俗に反するような過激な水着やポーズを認めることには慎重であるべき」という表現でよいだろう。

(委員)

公然わいせつ罪に該当する行為が行われた場合、ほう助罪にあたるとしたらその主体は公園管理事務所になるのか。

(委員)

撮影会開催を許可するのが公園管理事務所かどうかによるだろう。

(事務局)

行為許可の権限は指定管理者である公園緑地協会にある。協会の委任決裁規程により、決裁権限が公園管理事務所長に委任されている。法人という括りだと当協会が許可するということになる。

(委員)

公園管理事務所のみが主体となる場合や公園管理事務所と公園緑地協会の両者が主体となる場合も考えられる。様々な可能性がある。

(委員)

「公園側」という表現だと、埼玉県も、埼玉県公園緑地協会も、公園管理事務所も該当する可能性があるということか。

(事務局)

先程も申し上げたとおり、正確には協会が許可をすることとなるため、「公園側」とした場合、埼玉県は含まれない。「協会側」という表現に訂正することでいかがか。

「(2) モデル・撮影者の年齢制限の在り方について」の記載内容について

(委員)

埼玉県青少年健全育成条例の説明にあたる部分で、「女子高校生等を商品化し、」と表記が入っているが、概要としては有害役務営業で青少年を働かせることが分かればよいため、不要と考える。

(委員)

条例自体には「JK ビジネス」との表記もなく、条例の理解を広めるチラシに記載があるため、条例に沿った表現として「有害役務営業」のみとして「女子高校生等を商品化し、」から「JK ビジネス」まで削除でいいのではないか。

(委員)

年齢確認に際して、撮影者も 18 歳未満の参加は禁止することについて、実際どのように年齢を確認するのか。

(事務局)

撮影者に関しては受付で、身分証明書を提示してもらい、18 歳未満ではないことを確認する形を考えている。

(事務局)

インターネットでのチケット販売時に 18 歳未満でないことをチェックした上で販売している事業者もいる。こうした形で事前に制限することもできる。

(委員)

主催者から年齢制限に抵触する者は参加させない旨の誓約を受けることが必要とあるが、どの時点で誓約させるのか。

(事務局)

許可申請をする段階で、「18 歳未満の方は入場させません」との誓約書をもらうこともできる。

(委員)

当日入場時に公的な身分証明書を持って入場を制限するのは無理ではないか。当日、公的な証明書を忘れてくる方は必ずいる。現場で混乱してしまう。やはり販売時に制限するのがよい。

(委員)

当日受付で身分証明書を持っていない場合はどうするのか。

(事務局)

口頭で確認することはできる。

(委員)

証明書を持っていない場合は断るしかないのではないか。年齢制限がある書籍の販売では、証明ができなければ販売しないのと同じである。

(事務局)

事前告知が大切と考える。2万人が参加するライブでも写真付き身分証明書がないと入れない例もある。事前告知をすれば可能だろう。

(委員)

年齢制限については、主催者が事前告知を徹底し、責任を持って確認するべきである。

公的な証明書をしっかり確認の上、18歳未満の参加者は参加させないように提言することとしたい。

「(3) 許可条件順守状況の確認方法について」の記載内容について

(委員)

主催者の自主監視のみに任せることが適切でない理由は、「水着撮影会に関して多様な意見があること」ではなく、自主監視のみに任せていると、必要十分な監視ができない懸念があることと理解していたが、いかがか。

(委員)

「多様な意見があること」は、自主監視のみで任せられない理由にならないのではないか。

(委員)

イベント主催者と施設管理者である協会の両方で監視するとなると、重複してしまい費用の無駄があるのではないか。

(委員)

協会側も管理を怠ると、(公然わいせつ罪の)ほう助罪に問われるおそれも出てくる。この点を勘案して、施設管理者である協会側も監視を行う必要があるということか。

(委員)

これだけ色々な許可条件や、違反時のペナルティも科すことを踏まえれば、主催者の自主監視は当然であって、協会としても施設管理者として管理をすべきということだと考える。監視の必要性は、県民の意見に左右されるものではない。

(委員)

「監視に係る費用が事業に内在する」ということは、主催者にその費用を負担してもらおうということによいか。

(事務局)

そのように考えている。

(委員)

違反の疑いがあった時の対応についての記載がない。そのような場合の段階的な対応についての記載が必要だ。

(委員)

確認方法の一連のものであるので、この「(3) 許可条件順守状況の確認方法について」の項目に入れるのがよい。

(委員)

少し戻るが、協会側の監視の経費を事業者の方で負担していただくということになると、事業者側の通常の監視とは異なる、プラスアルファの特殊な事情があるのだということを理解いただくような表記にすべきではないか。

(委員)

通常と異なり、プールごと、グループごとの監視が必要になるのではないか。

(委員)

きめ細かく見る必要があるのではないか。

(委員)

現状でも、主催者と協会はそれぞれで監視をしている。しかし、今後はより厳格な監視を上乗せする形でやらなきゃいけないということ。

つまり、通常の協会職員による監視に加えて別途監視員を置く必要があることだと考える。有事の際には、協会職員に通報するとして、協会職員の監視員は別に配置するということ。

(委員)

主催者に監視が足りないから監視員を増やしてほしい、とは言うのは難しい。そこで、監視については協会側でしっかり対応し、その分の費用をいただくという考え方でいいか。

(委員)

前回までの話し合いでも、協会側がメインで監視していくべきという話だった。

(委員)

実際は、主催者側の監視の方が先回りすると思われる。主催者としては、発見されて注意を受けるよりは、自分たちで先に見つけて対処すれば何事もなく進むと考えて、逆に自主警備は手を抜かないのではないか。

(委員)

他方で、主催者の立場からすると、協会側が警備するのであれば、任せればいいと考えるかもしれない。

(委員)

主催者側とすると、違反による警告を避けるためにコストをかけようとは思わないということか。

(委員)

場内の監視ではなく、参加者控室での着替え等の前段階でルールを徹底させようとするだろう。

(事務局)

「主催者が許可条件の遵守について自主的に監視することは、開催が認められる

上での大前提である。」という記述はいかがか。

(委員)

現時点では問題ない。実施していく中で、変わっていくことはあると理解している。

「(4) 予約制限（ペナルティ）について」の記載内容について

(委員)

「水着禁止水着」の例示については、説明文と「ポーズ」を並べて書いたほうがいいのではないか。

許可までの流れや予約制限までの段階的な対応について、手続きの明文化など丁寧に制度設計するように提言したい。

(委員)

実際の運用レベルでは、明白で悪質な許可条件違反があった場合には即刻中止、許可の取消になりうるため、許可取消処分通知書を発出することを明記してほしい。

「(5) 遮蔽について」の記載内容について

(委員)

遮蔽シートを「張る」としているが、ここだけ記述が詳細になっていないか。遮蔽の材料や設置の方法まで提言で触れるのか、文言を整理してほしい。

(事務局)

公園によって使う遮蔽の素材が異なってくることも考えられる。川越では景観に配慮して木の葉の形状をした遮蔽素材を使っている。どこまで統一できるかは検討中である。

(委員)

それであれば、提言では「遮蔽できるように予め仕様を決めておくこと」といった記述でどうか。

(委員)

実際の運用レベルでは、遮蔽の仕様や方法を別紙などで明示する必要があるだろう。

「(6) 出演者の肖像権」の記載内容について

(委員)

基本的には施設利用を許可する協会側が関わるべき問題ではないと考えるが、本件の発端となったのが SNS での投稿だったことを考慮すれば、肖像権保護に関するルールを求め、周知することは可能だとしておくのがよいか。

(委員)

実際の運用レベルでは、証拠保全のために協会側の監視スタッフが写真を撮ることがあると考えるが、モデルから疑念や不安を抱かれないよう、協会のスタッフが撮影することがあるという旨は、事前に周知しておくべき。

(委員)

協会側の監視スタッフが撮影した写真は許可条件の順守確認以外には使用しない旨も記載するとよい。

「4 結語」の記載内容について

(委員)

映画倫理機構を参考にしたような記載は不要だと考える。

「水着撮影会に係る事業者が相互に意思疎通を図り業界の自主ルールで申し合わせを取り決め、これを遵守することが、事務所の許可条件になるという形が理想的・最終的な姿」とするのがよいのではないか。

(事務局)

本日いただいたご意見を踏まえ、県民の意見募集の対象とする提言素案を座長・座長代理と相談の上、とりまとめていきたい。

次回は県民からの意見とそれらへの対応方針案を示すので、修正の可否などのご議論をお願いしたい。